

研究不正に係る調査報告書

1.経緯・概要

本学法学部元教員（以下「元教員」という。）の執筆した論文等に盗用他の不正が疑われるとして、令和元年6月28日付け、令和元年7月12日付け、の2回にわたり学外からの申立があった。

これらの申立てを受け、近畿大学「研究活動上の不正行為等への取扱規程」に基づき、予備調査の実施を経て本調査委員会（研究公正委員会）を設置し、研究活動上の不正行為の調査を行った。その結果、特定不正行為（盗用）等を認定したので公表する。

2.調査体制

調査体制（研究公正委員会の構成）

学内委員2名（委員長：副学長、教員）、学外委員3名（他大学の教員、弁護士2名）。

3.調査内容

(1) 調査対象

①調査対象論文

調査対象者が執筆した論文等 26 編

②調査対象者

元教員

(2) 調査期間

令和元年11月23日～令和3年10月1日

(3) 調査方法

本学法学部長を委員長とする予備調査委員会を立ち上げ、予備調査委員会委員長から学長にその調査結果を報告した。

その結果、研究公正委員会による調査（以下、研究公正委員会における調査を「本調査」という。）が必要であると判断され、元教員の研究不正にかかる本調査が開始された。

(4) 研究公正委員会の開催期間

①開催期間

令和2年1月17日～令和3年10月1日

4.調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

①特定不正行為

盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること）

②特定不正行為以外の不正行為

自己盗用（研究に関し社会通念上、不適切と判断される行為）

(2) 認定した論文等

26 編中 19 編の論文等について、以下のとおり不正行為があったと認定した。

（別表を参照）

①盗用：調査対象論文 No. 1,2,4,5,6,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19（16 編）

②自己盗用：調査対象論文 No. 2,3,5,7,8,14,17（7 編）

(3) 不正行為に係る研究者

元教員

(4) 認定理由

本調査の結果、本件各論文等について、故意による「盗用」及び「自己盗用」があると認定した。

元教員の執筆した論文等の大半で盗用ないし自己盗用が認められたこと、盗用箇所（自己盗用箇所含む）の分量も多く、盗用元も複数の研究者が執筆した論文等に及んでいることなどからすれば、元教員による不正行為の悪質性の程度は大きいと言わざるを得ない。

5.研究機関が行った措置

本学では、本件とは別に無断転載による著作権法違反等を理由に、令和元年 8 月 5 日、元教員について論旨解雇とした。

6.不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本学では、教員・大学院生等研究者に対し、研究活動における不正行為に関する APRIN e-ラーニングの受講を義務付けており、元教員もこれを受講していた。たとえば、元教員が受講した APRIN e-ラーニングには「責任ある研究者の行為について」「盗用と見なされる行為」「研究における不正行為」といったテーマのものもある。

この点、元教員以外に、本学で研究不正の事案はなく、APRIN e-ラーニングの受講は研究不正防止に一定の効果を持っていることは明らかである。

また、元教員は学生に対して、「論文およびレポートの作法を身につける」ことを学習目標の一つに据える専門演習を担当していたものであるから、元教員が論文執筆を含む研究活動における不正行為がどのようなものであるか認識していたにもかかわらず、今回の不正行為に至ったのは、ひとえに元教員自身の規範意識の欠如によるものと言わざるを得ない。

(2) 現在の取組と再発防止策

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月)を受けて、本学では、「研究活動上の不正行為等への取扱規程」(平成29年3月)を制定し、研究活動上の不正行為の防止に取り組んでいる。本学ではこれまで、研究上の管理・運用について、徹底した対応をする観点から、「近畿大学における競争的資金等の取扱に関する規程」(平成28年4月)に定めるコンプライアンス委員会からの報告・提案も受けつつ、関連規程の改正を含めて、不正防止に向けた対策を講じてきた。また、教職員や大学院生を対象とした研究上の不正行為防止のための説明会・研修会や APRIN e-ラーニングを実施している。

当該問題の発生後には、直ちに、知的財産関係(著作権等)を専門とする弁護士を本学に招いて、教職員に対する著作権侵害に関する講演会を開催した(令和元年12月9日)。

令和5年度からは、教員と大学院生を対象に、「学術論文(著書)の投稿時におけるセルフチェックシート」や「学位論文提出時におけるセルフチェックシート」を実施し、研究上の不正行為の防止をより一層強化する。大多数の教員や大学院生は研究倫理を身につけているが、一方、極めて稀に今回の様な問題を起こす教員や大学院生がいる可能性もあるため、著書や学術論文等の提出前は、セルフチェックシートにより不正行為がないことを確認し、研究不正を未然に防いでいく。

令和5年7月20日
学校法人近畿大学

別表

近畿大学 研究不正に係る調査結果一覧

令和5年7月

No.	論文等タイトル 掲載誌 掲載年月	調査結果
1	〈論文〉表見代理と禁反言の法理の関係—イギリス表見代理法を素材として— 九大法学 94(94号) pp.45-84 2007年2月	盗用
2	〈論文〉第三次リステイトメントから見たアメリカ表見代理法 法政研究別冊学生法政論集 1(創刊号) pp.159-169 2007年3月	盗用及び自己盗用
3	〈研究ノート〉アメリカ法における代理の発生原因—第三次代理法リステイトメントによる変更— 九大法学 96(96号) pp.63-83 2008年2月	自己盗用
4	〈論文〉禁反言による代理(Agency by Estoppel)--日英表見代理法の比較法的考察〈序説〉 九大法学 (100) pp.9-46 2010年12月	盗用
5	〈論説文〉英米の表見代理理論の比較(1)—表見代理の理論的基礎をめぐる近時の議論を中心に— 近畿大学法学60巻1号 pp.57-117 2012年6月	盗用及び自己盗用
7	〈報告要旨〉英米法における表見代理理論の新展開—表見代理の理論的基礎をめぐる最近の議論を中心に— 比較法研究74号 p.296 2012年12月	自己盗用
8	〈論文〉英米の表見代理理論の比較(2・完)—表見代理の理論的基礎をめぐる近時の議論を中心に— 近畿大学法学60巻2号 pp.1-42 2012年12月	自己盗用
9	〈論文〉民法110条の表見代理における帰責性—現在の民法(債権関係)改正に対する批判的考察— 近畿大学法学61巻1号 pp.103-146 2013年6月	盗用
10	〈判例研究〉民事判例研究931 無権利者を委託者とする物の販売委託契約が締結された場合における当該物の所有者の追認の効果(最高裁第三小法廷平成23年10月18日判決) 法律時報86巻5号 pp.159-162 2014年5月	盗用
11	〈判例研究〉民事判例研究944 債務整理を受任した弁護士の委任契約上の説明義務(最高裁第三小法廷平成25年4月16日判決) 法律時報87巻8号 pp.118-121 2015年7月	盗用
12	〈論文〉非顕名代理の再評価:アメリカ代理法における非顕名代理の法律構成を参考に 九州法学会会報2015 pp.44-47 2015年12月	盗用
13	〈判例研究〉民事判例研究952 投資信託の解約金支払債務に係る債権を受働債権とする再生債権者の相殺の可否(最高裁第一小法廷平成26.6.5判決) 法律時報88巻3号 pp.121-124 2016年3月	盗用
14	〈論文〉授權の追認と顕名の関係に関する一考察—最判平成23年10月18日民集65巻7号2899頁を手がかりに— 近畿大学法学 第63巻 第3・4号 pp.65-119 2016年3月	盗用及び自己盗用
15	〈論文紹介〉デジタル資産のためのプランニング アメリカ法(2015-2) pp.269-274 2016年4月	盗用
16	〈論文〉非顕名代理の再評価—アメリカ代理法における非顕名代理の法律構成を参考に— 私法第79号 pp.165-172 2017年4月	盗用
18	〈論文〉本人なりすましと表見代理の類推適用 末川民事法研究2号 pp.63-71 2018年4月	盗用
19	〈論文〉後見人の追認拒絶と信義則 末川民事法研究4号 pp.49-57 2019年3月	盗用

※ No.6、17は共著につき、他著者の情報が含まれるため非公表。